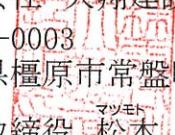


## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ダイショウカンセツ  
 株式会社 大翔建設  
 住所 〒634-0003  
 奈良県橿原市常盤町52番地  
 代表者氏名 マツモト ユカリ  
 代表取締役 松本 由加里  
 電話番号 0744-25-3107  
 FAX番号 0744-25-3178  
 メールアドレス main.daisyo@gmail.com




下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	/	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

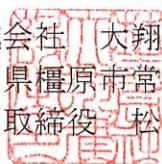
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 大翔建設  
住 所 奈良県橿原市常盤町52  
代表者氏名 代表取締役 松本 由加里



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ダイショウケンセツ		
住 所	奈良県橿原市常盤町52番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 マツモト ユカリ 松本 由加里		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者 <u>△</u> 変更	代表取締役 松本 吉子	代表取締役 松本 由加里	令和1年10月1日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

代表取締役 松本 京子 → 代表取締役 松本 吉子 → 代表取締役 松本 由加里

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

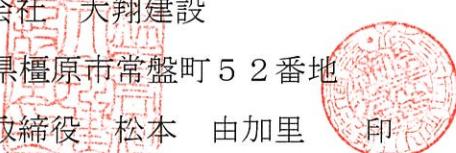
令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大翔建設

住 所 奈良県橿原市常盤町52番地

代表者 氏名 代表取締役 松本 由加里



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良県橿原市常盤町52番地  
株式会社大翔建設

会社法人等番号	1500-01-010385	
商号	<u>株式会社岡本</u>	
	株式会社大翔建設	平成15年 1月28日変更
本店	<u>奈良県橿原市四条町26番地</u>	
	奈良県橿原市常盤町52番地	平成12年 9月 5日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年5月10日	
目的	1. 土木建築工事業 2. 水道施設工事業 3. 管工事業 4. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
	平成17年法律第87号第1 3-6条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	取締役	<u>松本京子</u>	平成24年 3月30日重任
	取締役	<u>松本京子</u>	平成24年 6月13日登記
	取締役	<u>本田育子</u>	平成29年 3月30日重任
	取締役	<u>本田育子</u>	平成30年 6月21日登記
	取締役	<u>松本吉子</u>	平成24年 3月30日就任
	取締役	<u>松本吉子</u>	平成24年 6月13日登記
	取締役	<u>松本吉子</u>	平成29年 3月30日重任
	取締役	<u>松本吉子</u>	平成30年 6月21日登記
	取締役	<u>松本由加里</u>	平成30年 6月 5日就任
			平成30年 6月21日登記
	奈良県橿原市兵部町2番2号 代表取締役	<u>松本吉子</u>	平成25年 3月21日就任
			平成25年 4月12日登記
	奈良県橿原市兵部町2番2号 代表取締役	<u>松本吉子</u>	平成29年 3月30日重任
			平成30年 6月21日登記
	奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号 代表取締役	<u>松本吉子</u>	平成30年 6月 1日住所 移転
			平成30年 6月21日登記
			令和1年10月 1日辞任
			令和1年10月 3日登記

奈良県橿原市常盤町 52 番地  
株式会社大翔建設

	奈良県橿原市白橿町四丁目 21 番 1 号 代表取締役 松本由加里	令和 1 年 10 月 1 日就任 令和 1 年 10 月 3 日登記
監査役	久須美大輔	平成 25 年 3 月 21 日就任 平成 25 年 4 月 12 日登記
監査役	久須美大輔	平成 29 年 3 月 30 日重任 平成 30 年 6 月 21 日登記
監査役	本田育子	平成 30 年 6 月 5 日辞任 平成 30 年 6 月 21 日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 30 年 6 月 21 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により	平成 16 年 5 月 24 日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 10 月 29 日  
奈良地方法務局橿原出張所  
登記官

房 本 務



# 定 款

この定款は、原本と相違ないことを証明する。

令和 1 年 10 月 29 日

...兵庫県西宮市打52番地  
株式会社 大翔建設  
代表取締役 松本由加里



株式会社 大翔建設

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、商号を株式会社 大翔建設と称する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事業
2. 水道施設工事業
3. 管工事業
4. とび及び土工、左官工事請負業
5. 前各号の目的達成に関する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行する株式総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、次のとおりとし、その株式は、すべて額面株式とする。

発行する株式の総数 1, 600 株

(額面株式の 1 株の金額)

第 6 条 当会社の発行する額面株式 1 株の金額は、次のとおりとする。

額面株式 1 株の金額 金 50, 000 円

(株券)

第 7 条 当会社の株券は、株券は 1 株券、5 株券、10 株券、50 株券、100 株券の 5 種類とする。

(株券の不所持の申し出)

第 8 条 株券の所持を欲しない株主は、所定の申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式譲渡の制限)

第 9 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 10 条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しな

ければならない。

2 謾渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株式名簿の閉鎖)

第 14 条 当会社は、毎決算期の翌日から定時株式総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。その期間又は基準日の 2 週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第 15 条 当会社の株式及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 16 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より 3 月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時招集する。

(議長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。

(決議条件)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印し、これを本店に 10 年間備え置くものとする。

## 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上、監査役1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当会社の取締役および監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(役員の任期)

第23条 取締役および監査役の任期は選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の取締役の残任期間と同一とする。

3 補欠として選任された監査役は、他の監査役の残任期間と同一する。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載し、出席取締役がこれに署名又は記名押印し、これを本店に 10 年間備え置くものとする。

(役付取締役)

第 26 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 27 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2 取締役の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第 28 条 当会社の業務は、社長がこれを統括し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

2 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第 29 条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第 5 章 計 算

(営業年度)

第 30 条 当会社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(利益配当)

第 31 条 利益配当は、毎決算期における株式名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

2 利益配当金がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第32条 当会の設立に際して発行する株式の総数及び発行価額  
は次のとおりとする。

発行する株式数 額面株式 400株

株式の発行価格 1株につき 金50,000円

(最初の営業年度)

第33条 当会社の第1期の営業年度は、当会社成立の日から平成  
12年12月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第34条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、就任後1  
年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時ま  
でとする。